

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第11回代表者会

2 開催日時

平成19年5月15日（火）午後6時30分～午後8時40分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 301会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中10人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横山文男、岸本八千子、種岡淳一、横山郁代

・事務局

野澤企画・地域振興部長、高橋企画政策課長、
池田自治推進室長、米山主任、青山主任
笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

- (1) 条例の構成案と検討項目について（公開）
- (2) 個別項目の検討（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

野澤企画・地域振興部長 挨拶

- ・ 貴重なお時間をいただいて申し訳ない。前回はスケジュールが合わずご挨拶ができなかったが、自治基本条例が重要、重大な時期にきており、今日この場をお借りして、簡単ではあるが新年度のご挨拶をさせていただきたい。また、今後の進め方に対して私どもがどのような意思を持って臨んでいるかということに若干触れさせていただきたい。
- ・ この自治基本条例は、そもそも合併協議の前後から話があり、そのつくり方として、市長は「ぜひ市民の皆さんから議論していただきたい」と判断され、これまで市民会議の皆さんにご議論いただいていた。
- ・ 当初は、市民会議では箇条書き程度におまとめいただき、それを自治基本条例策定検討委員会という起草委員会のようなものを新たに設置して、そこにバトンタッチしていくという計画であったが、私どもとしては、そのような組織は作らずに、そのまま市民会議の皆さんから、まさに条例の案文そのものもつくっていただこうと、昨年9月に方針転換させていただいた。
- ・ この会は市民会議の代表者会という名称にはなっているが、実質的にはこの自治基本条例をつくり上げていく委員会であり、市民会議の代表者会という性格を一步超えていただいていると私は思っている。そのような意味で言えば、日本国憲法制定の際は、その時の学者の方々がお集まりになってご議論をされて、おそらく天下国家を語りな

がらつくっていかれたのだと思うが、「憲法をつくるのは学者が適切だ」と当時どなたかがご判断されたのと同じように、今回の自治基本条例は「市民の皆さんがつくるということが適切だ」という判断を、市として行ったわけである。

- そのことも含めて、最終議決段階で議会がどのようにご判断されるか、ということだと思っている。
- 皆様方におかれては、私からこのような申し上げ方は口やぼったいが、市民会議の代表であるとともに、まさに「自治基本条例をつくり上げているメンバーである」ということを強く自覚していただいたうえで、今後の最後のまとめの作業にお力を発揮していただきたい。
- 「議員の皆さん個人のお考えと議会総体のお考えをどの段階で議会は整理されるのか」という課題が一方であり、もう一方では、これはずっと議論されてきたが、「市民会議の皆さんがおつくりになった条例が市民の皆さんにどう受け止められるのか」という部分も重要である。「市民の皆さんの感覚」という部分と「条例としての有り様」という部分は、おそらくこれから益々すれ違う部分もあるかと思う。
- 私は、職員には「これから大いに議論してほしい」ということを言い続けるつもりである。お手伝いすることだけが市民会議へのサポートではなく、「こういう場合はこういう言葉を使ったほうがよいのではないか」というご意見を申し上げることも、私は一つのサポートではないかと思っている。全体の流れの中でそのような場面がきたら、そのような声にも耳を傾けていただければと思う。
- いずれにしても、壮大な、長い長い時間をかけてきた作業がいよいよ完結に向かって行く。これからのお時間は益々濃密なものとなっていくが、皆さんの通常業務に影響があるとすれば、それはそれでこなしていただく中で、この大事な条例をつくっていただくというお仕事もぜひお願いしたいと思っている。
- スケジュール的には、今後の進み方によってどうなるかという部分はあるが、私どもとしては、できれば今年中に議会に提案をさせていただければと思っている。
- 一つ、敢えて申し上げると、課題になるとすれば、「条例制定の手順」が一つの大事な部分だというご議論がある。皆さんもご存知のように、議会の中では「市民投票を行ってから制定するべき」というご意見もあることも踏まえ、例えば「来年4月からスタートさせたい」ということになると、そのような手続を入れるためには少し前倒しにする必要がある。
- いずれにしても、皆さんあつての自治基本条例である。皆さんの背後にいらっしゃる市民会議委員の皆さんの思いも胸に秘めながら、益々ご努力いただきたく、お願い申し上げます。私どもも精一杯サポートさせていただき、一緒に作業をさせていただく。
- つたない話で申し訳ないが、一生懸命やらせていただくという決意も含め、私のほうから簡単ではあるが、年度初めのご挨拶とさせていただきたい。今後ともよろしくお願いしたい。

(1) 条例の構成案と検討項目について

(事務局：池田自治推進室長)

- 資料1から資料3については、前回お配りしたものと若干内容を修正させていただいた。

修正した点

資料1

- 「2 市民」の「市民の責務」については、前回、これまでの市民会議でのご議論では「市民の役割」であったというご指摘をいただいたが、ここについてはその後の事務局の検討も踏まえ、「市民の責務」のままとしている。

- ・「4 市長等」に、補助機関としての「職員の責務」を加えた。ここに置くかどうかも含め、最終的な判断は後ほどしていきたい。
- ・「7 協働・参画」については、前回「世代間交流」についてのご指摘をいただいたことから、「人材育成」を新たに加えた。
- ・「5 市政運営」については、挙げてある項目は同じであるが、順番を入れ替えた（前は順不同）。「情報共有、情報公開、個人情報保護」については、市民の皆さんが市政に参画していくうえでの基本ルールを定めていくという視点から、ここでは一括りとした。「自治体経営」から下については、自治体を運営していくうえでの基本的な事項、主として行政運営についての基本的事項について並べた。このような大きな括りで整理している。

資料2、資料3

- ・個々の修正点についてはここでは触れないが、資料1と同様に修正をさせていただいた。

(2) 個別項目の検討

(事務局：池田自治推進室長)

- ・資料4は、前回のご議論を踏まえ、修正あるいは事務局としての考えを整理したうえで、たたき台の修正案として提示させていただいた。
- ・表の作り方が若干変更になっている。まず「項目の趣旨」、「条例に盛り込むべき内容（たたき台）」は前回とそのまま残してある。
- ・「代表者会の意見」は、前回のご議論の内容を箇条書きに整理してある。それらを踏まえた形で「たたき第の修正案」として示してある。
- ・「解説」は、「たたき台の修正案」についての解説を書いている。最終の出来上がり、アウトプットをイメージして、そのための解説としている。最終的に市民会議の案という形の中で、どのような形で市長に報告するのか、議会に提案していくのか、いろいろな形が想定されるが、できれば条文だけではなくて、解説や、今はまだ空欄になっているが「取りまとめに至る経緯、個別意見」も踏まえて、市民会議の皆さんのご意見が文章としてきちんと残るような形にしたいと考えている。

資料4

「2-2 総則／定義」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・「市民」については、アからエとして具体的に示した。前回のご議論を踏まえ、地方自治法の「住民」という定義ではなく、上越市において幅広く自治・まちづくりに関わっている人たちを定義している。さらには、「行政サービスを受けているのは住民だけではない」という現状も踏まえている。
- ・先週5月10日に庁内検討委員会を立ち上げた。庁内で関係する課（16課・室）が集まって、まずは定義と基本理念について検討を行った。1回目ということで事務局の説明が中心であったが、若干意見をいただいております、それらも紹介させていただきながら説明をさせていただきたい。
- ・庁内検討委員会では、「市民」の定義は他の条例でも定義しているものがいくつかあり、それらとの整合を図っていく必要があるという意見があった。事務局としても当然、想定しており、対応していきたい。
- ・前は「市民参加」と「市民参画」を分けていたが、修正案では「市民参画」として整理した。「参画」の考え方については、「参加」から一步進んだものとして「参画」を捉えている。

- ・ 「協働」の中では、庁内検討委員会での指摘もあり、「相互の果たすべき責任と役割」を「相互の果たすべき責務」と修正した。
- ・ これらは、検討を行っていくうえでの基本認識を共通のものとして持ちたいということから「定義」したものである。

意見交換

「市」、「市長等」

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「市」という定義について、「市をどう捉えていくか」ということを相当議論されている事例もある。
- ・ この修正案では、「普通地方公共団体としての上越市」として、行政の部分については「市長その他の市の執行機関」として「市長等」と定義した。
- ・ 前述の事例では、「普通地方公共団体としての上越市」とした場合に、市と市議会を有する「政府」としての「市」に、概念として「市民」を入れるか、というところで相当議論を重ねられたようである。
- ・ このことについて今ここでご議論いただいても、なかなかピンとこない部分もあろうかと思う。またこのことに直面したときに、振り返って説明をさせていただきたい。

(1班：増田委員)

- ・ 「その他の市の執行機関」と言ったときに、市民はその概念がパッと浮かぶかどうか心配である。解説で「その他の行政委員会など」とあるので教育委員会や選挙管理委員会などのことだとわかるが、それらは限定されているものであるので、解説のところに列挙したほうがわかりやすい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 上越市の場合は、執行機関と言われるものは、教育委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価委員会といったところである。公安委員会、人事委員会は設置していない。
- ・ 「～検討委員会」などのものも含まれるように誤解を受ける恐れもあるので、列挙したほうがよいかもれない。

(3班：小田委員)

- ・ 今挙げられた中で、市民が一番知っているのは教育委員会だと思う。解説の中での表現として「教育委員会などの行政委員会」とすれば、市民もイメージしやすい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それも一つあるが、限られているものであるので、列挙してしまったほうがよい。

「市民」

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 修正案では、一番広い形で定義をしている。一文の中に並べるよりは、箇条書きにしたほうがわかりやすいと考えて、このような形式にした。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ この後のご議論にも出てくるかと思うが、定義を広げた場合に、「権利」の行使について、「市民」を限定して規定することも必要となる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 単純に言えば、「本条においては、第〇条第△項に規定する市民に限る」というような形もある。
- ・ 「権利」と合わせて考えていくと、その「権利」が本来有り得ない人たちもいる。

「2-3 総則／基本理念」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 前回、「市民に市政運営の責任を負わせるというのは厳し過ぎるのではないか」というご意見や、「全体の整理がわかりにくい」というご意見があった。
- ・ 今回の修正案としては、(1)から(6)の形で整理をした。
- ・ (1)は「市民主権」として、まずは「市民が自治の主体である」ということを最初に申し上げたいということである。ここで申し上げたかったことは、今ほどの①「市民が自治の主体である」、②「市民が中心となって自治体を治めていく」、③「主権者である市民の信託によって市長と市議会は置かれている」、④「市長と市議会は公正で開かれた市民主体の市政運営を行なう」の4点である。
- ・ 「信託」という言葉は文字通り「市民が信じて託した市長と市議会」という整理である。ここでの思いは、「市民が主体的な意思を持って市長と議会を置く」ということをあらためて謳うということである。
- ・ (2)から(5)については、これまでの市民会議のご意見を普遍的な大きな括りで整理したものである。
- ・ (2)の「人権の尊重」は、いろいろな整理の仕方があるが、具体的な例示をするかどうか、するとすればその順番はどうするかを事務局としては悩んだところである。例示をしていない事例も結構ある。後ほど皆様のご意見をお伺いしたい。
- ・ 「たたき台の修正案」に掲げた順番は、上越市では人権の基本計画を定めているが、そこでは同和の関係、障害者の関係、男女共同参画、外国人の問題、子どもと高齢者の方々の基本的な人権を守るという計画が定められている。当面力を入れていく方々を捉えて、このような形で表現している。
- ・ 普遍的なものとして考えた場合、このような例示で良いかどうかという課題もある。今後の検討課題としたい。
- ・ (3)の「非核平和への寄与」は、前回は「世界平和」であったが、上越市のこれまでの取組を踏まえると、「非核平和友好都市宣言」を過去に制定しており、そのようなこれまでの取組を尊重し、きちんと条文に謳っていく中で、未来に向けた理念として「非核平和」とした。
- ・ 文言については、「非核平和友好都市宣言」から一部を引用して作成した。
- ・ (4)の「地球環境の保全」も、これまでの「地球環境都市宣言」や「環境基本条例」、「ごみ憲章」、「みどりの憲章」などを定めてきた流れを尊重した形で入れてある。
- ・ こちらも、文言については「環境基本条例」から一部引用している。
- ・ (5)の「地域特性の尊重」は、合併して非常に多様な地域となったが、地域のアイデンティティを今後大切にしながら、将来に向けてそれを継承し、尊重するまちづくりをしていくということを書いてある。
- ・ 庁内検討委員会では、行政の視点からの意見になるが、地域の多様性の尊重は非常に大事ではあるが、一体感の醸成に配慮する必要もあるのではないかと、という意見があった。要するに、これをもって地域エゴが増長するようなことにならないような視点も必要ではないかと、という意見であった。
- ・ (6)の「地方分権の推進及び自主自立の市政運営」は、国や県との対等な立場で連携し、自主的かつ自立的に市政運営を行なうとして整理した。
- ・ 以上、前回ご議論いただいた「定義」と「基本理念」について説明させていただいた。

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 前回、なかなかわかりにくいというご意見をいただいた中で、事務局の思いも若干入

っている部分もある。

- ・ 「基本理念」についても、全体を整理していく中で、また戻って修正していく場面もあるかと思う。「前文」や「権利」を検討していく中で、不整合が生じた場合など、また戻って検討をさせていただきたい。

「市民主権」

(1班：増田委員)

- ・ 文章の前段と後段のトーンが合わない。前段冒頭の「市民は」は「市民が」としたほうが全体のトーンが合う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この書き方で少しだけ心配であったのは、「自ら自治体を統治することを基本とする」としたことについて、これは、間接民主主義で議会制を敷いていることと実は合っていない。
- ・ 本来の間接民主主義という法律で定められたものを超えている部分である。思いとしては「市民自らが行ってほしい」という思いは非常にあり、こうなってほしい。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 当初、「主体」という言葉では弱いような感じであったことから、より鮮明に打ち出したいということで、「自治体を統治する」ということを加えたものである。

(1班：増田委員)

- ・ 目先のことで考えるとおかしいように感じるかもしれないが、最終的にどこに帰属するかと考えると、このような理解で間違っていない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると、「基本とし」という言葉を少し考えてみたほうがよい。「基本とする」と書いてしまうと、基本は間接民主主義であるので、「これが根本である」というような表現を考えてみる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 微妙な部分は再度検討してみるが、だいたいこの修正案の整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

「人権の尊重」

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「人権」に幅広い意味を持たせている。
- ・ 「出身」については、憲法では「門地」という言葉が使われている。
- ・ 「障害の有無」については、「人にやさしいまちづくり条例」、「性別」については「男女共同参画基本条例」を踏まえている。
- ・ 「年齢」については、今「子どもの権利条例」の制定に向けた検討がなされている。
- ・ これらを全て含むようなイメージで「人権」を捉えている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 修正案の「～にかかわらず」の前の部分について、これらを例示しない事例もある。それらは「人権を尊重する」という一言で十分意味がわかるという考え方をされているのだと思う。かえって例示があると、これだけが対象なのかという誤解を受ける恐れがあるということであろう。例示があったほうがわかりやすいという考えと、例示があると逆にそれにこだわってしまうという考えがある。その辺りはいかがか。

(3班：小田委員)

- ・ 憲法の条文と比較してみると、例示として入っているものと入っていないものがある。例えば憲法にある「信条」はこの修正案の条文には入っておらず、逆に憲法にはない「障害の有無」が入っている。そのことがきちんと説明できるような形にする必要がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 憲法のとおりにするというのも一つの考え方としてある。
- ・ ただ、憲法の言葉もわかりにくい部分もある。

(3班：小田委員)

- ・ 「出身」という言葉には、「社会的身分」や「門地」まで含まれているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 憲法の表現でいけば、この「出身」というのは「門地」が一番近い。「社会的身分」というのは、いわゆる肩書きなどの意味合いが強い。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 修正案では、とりあえずわかりやすい言葉で整理した。「障害の有無」という言葉も、他の事例では「心身の状況」などとしているものもある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ノーマライゼーションという考え方からすると、「障害の有無」ということを書くことが、逆に反しているという考え方もある。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「障害の有無」は、差別的用語ではないということを福祉課とも協議して入れている。

(1班：平野委員)

- ・ 修正案のように例示がされていると、読んでイメージがしやすい。国ではなく市で考えると、この辺りでよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市の取組を踏まえて例示してあるが、重点とされるものについては時代によって変わってくる可能性はある。

(3班：小田委員)

- ・ 例示の順番が微妙である。どの順番がよいということではないが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 法令の考え方からすれば、条文に書いてあれば、その中での大事さの順番というのではない。全部並列である。しかし、書いてある順番に大事だと捉えてしまう見方も実際にはある。
- ・ 修正案では、ある程度ではあるが、上越市での取組の早い順に整理してある。どれも大事さは一緒であり、順番が先であるからより大事だということではない。

(2班：田村委員)

- ・ 「性別」、「年齢」というのは、一般的にはセットではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「出身」の中には「国籍」も入っているという考え方もあるが、市としては国際化という面も踏まえて、「国籍」というものも出したらどうか、という考えがある。

(1班：増田委員)

- ・ 「国籍」にするか「人種」にするかも微妙である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「国籍」で一番言われるのは、韓国籍、中国籍などのいわゆる在日と言われる方々への差別であり、「人種」としてしまうと、アジア系(モンゴロイド)として同じになってしまう。そういう意味から「人種」よりは「国籍」とした。「人種」は一緒でも「国籍」が違うということで差別につながっているところもある。
- ・ 「性別」、「年齢」、「国籍」の並べにするのが一般的かもしれない。それでよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(1班：増田委員)

- ・ 憲法にある「信条」はどうか。微妙である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 思想による差別というのも、たしかに昔からある。
- ・ 「信条」も入れるのが無難かもしれない。

(1班：増田委員)

- ・ 何故外したか、ということになるので、入れておくのが無難である。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 例示としては、市としてきちんと認識を捉えた中で人権を尊重していくための課題を捉えたものであり、「信条」は行政課題としては現実にはなかなか来きていないことから挙げていない。「人権尊重」には「信条」も必要だということであれば、入れてよいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ たしかに、実際問題として、「信条」は行政としては非常に扱いにくい問題である。しかし、強い「信条」を持った人たちからすれば、外してあると「排除された」という感を抱かれるのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「～等」という言葉でまとめてあるのは、その他にもまだあるという意味である。解説の中で、条文で例示しきれなかったものも全て入っているということを解説してはどうか。(何故これらを例示したかの理由も含めて)

(1班：増田委員)

- ・ そうするのであれば問題はない。

(一同)

- ・ 了解

「地域特性の尊重」

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 庁内検討委員会で挙げた意見として、「一体感の醸成」を加えるかどうかがあった。
- ・ 事務局としては、ここではそれはなくてよいのではないかとということで修正案には入っていない。皆さんはいかがか。

(1班：増田委員)

- ・ 「一体感の醸成」については、「都市内分権」の項目のところで触れざるを得ないのである、敢えてここで触れなくてもよい。

(2班：田村委員)

- ・ 先ほどのご説明のとおり、後で全体をみて見直すわけであるので、ここはこのまま先へ進んでよい。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今日のご議論を踏まえて若干再修正する部分もあるが、ここは強い仮置きということにしておきたい。

資料5

「2-4 総則／基本原則」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 前回はこの「基本原則」以降の部分はまだご議論いただけていないが、前回お配りした資料と若干修正させていただいている。今後は今回お配りした資料でご議論をお願いしたい。

意見交換

(1班：平野委員)

- ・ たたき台の(4)「多様性の原則」は、先ほどの「基本理念」の(2)「人権の尊重」と表現や順番を合わせてほしい。

(1班：増田委員)

- ・ たたき台の(4)の「多様性の原則」は、この「基本原則」という中に入れるということでもよい。他市町村事例の中にもあった。「人権」だけであると今ひとつ概念がはっきりしないが、「多様性の原則」とするとイメージがはっきりする。この書き方はとてもよい。

(2班：君波委員)

- ・ この「多様性の原則」は、「多文化共生」にもつながっていく。

(3班：小田委員)

- ・ だいたいこのような整理でよいのではないか。

(一同)

- ・ 了解

「3-1 市民／市民の権利」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 自治の主体が市民であることを改めて認識するとともに、自治に関わる権利を包括的に規定する、ということで掲げている。

意見交換

(3班：小田委員)

- ・ 質問であるが、以前参考資料として配布された「神奈川県自治総合研究センター報告書」の中の「モデル都道府県自治基本条例」では、敢えて三番目に「情報を知る権利」を挙げている。
- ・ たたき台のイメージとしては、この「知る権利」は「提供するサービス」の中に含まれているとして2つに絞られたのか。
- ・ そうであれば、解説の中でそのことを書いたほうがよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「提供するサービス」に当然それが入っていると考え方でつくっている。
- ・ しかし、「提供するサービス」とは分けて「知る権利」を規定するという考え方もある。そのほうがよいということであれば、そのような修正をしていきたい。

(3班：小田委員)

- ・ 感触であるが、市民が読んで、「提供するサービス」に「知る権利」が含まれているとはわかりにくいように思う。

(5班：種岡委員)

- ・ 「知る権利」は、感覚的には、「やってもらおう」ということではなく、「請求して得る行為」ではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 請求があって行うものであるが、これからはそれでは駄目で、サービスとしてどんどん情報を出していかなくてはならない、というようなサービスに入れてしまったほうがよいという思いから、このように書いてみた。

(1班：平野委員)

- ・ ただ、先ほどの「基本原則」のところで「情報共有の原則」が入ってきているので、私はここでは当然全部含まれているものと感じていた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「知る権利」として請求して初めて出てくるという状況では、情報を共有するという状況ではない。なかなか判断に迷うところである。
- ・ ただ、「共有する」とあっても、情報を出す側の思いによってなかなか出てこないということもあるので、「知る権利」という形できちんと謳ったほうがよいということも考え方としてはある。

(5班：種岡委員)

- ・ 提供する側の「ここまででよい」という認識と、求める側の「ここまでほしい」という認識の乖離というのはどうしてもある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 項を増やして入れるか、あるいは一つ目のところで「誰でも自治の主体として市政に関する情報を共有する権利を有し、いつでも市民参画及び協働をすることができる。」というような形で、一つの文としてまとめるという形もある。

(3班：小田委員)

- ・ 一般的にはどうなのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他市町村の事例では、必ずしも入っているというのではなく、両方ある。
- ・ 原則を掲げておいて、当然この条例の下には情報公開条例などの個別条例がぶら下がっており、その中で「知る権利」等は明記されているわけである。そのことも踏まえて、入っていたり入っていなかったりしている。
- ・ 上越市の情報公開条例では、「知る権利」を明記している。
- ・ 「知る権利」を明記していない市町村もあるので、そのようなところで逆にこの自治基本条例で謳っておくところもある。
- ・ いずれにしても、どちらかに決まれば、その下にぶら下がる条例は整合を図るために修正をしていくわけであるので、ここはこの自治基本条例に入れるかどうかだけの論議でよいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 例えば川崎市、大和市では、行政サービスも規定してあるが、それとは別に「知る権利」も規定している。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 「知る権利」を「市民の権利」として規定した場合、逆に「市長等の責務」の中で、対として「情報を提供する責務がある」という規定になるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 考え方としては、一つの流れとして、「知って」、「参画して」、「協働する」という流れとして明らかにしたほうがよい、というのはある。
- ・ 細かいことはもちろんここで書く必要はないが、これらが三点セットという形で条文の中に謳い込むという考え方でよいように思う。

(3班：小田委員)

- ・ 先ほどの神奈川県自治総合研究センターのモデル条例では、「権利及び責務を明らかにし」という説明がされている。つまり、上位概念である。ここで明らかにして、詳細は個別条例で、という形である。したがって、ここで「知る権利」も明らかにしておくのが望ましい。

(1班：増田委員)

- ・ 賛成である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それでは、「知る権利」については入れるということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 入れ方は、先ほどの三点セットとして一文に入れ込むような形でよろしいか。「誰でも自治の主体として、誰でも知る権利があって、いつでも市民参画及び協働をすることができる。」というような流れの文章でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(1班：増田委員)

- ・ 「協働」を「権利」とするかについては、私は「協働」は「方法」であって「権利」ではないと思う。よって、ややニュアンスを異に思う。

(3班：小田委員)

- ・ 私はまたそれとは若干ニュアンスが違う。例えば、先ほどの神奈川県自治総合研究センターのモデル条例では、「県政に参加する権利を有する」ということで、「参加」という言葉に「参加」「参画」「協働」を全て含めているのだと思う。今我々は、「参加」という言葉を使わずに「参画」と「協働」だけにしようとしているので、そうすると片方だけ取ってしまうと本当はまずい。「参画」と「協働」は両方入れなくてはならない。これは「定義」のところからつながってきている。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 例えば、「市民参画」というときには主体は「市民」だけであるが、「市民参画及び協働」というときには、「協働」の主体は「市民」だけではなく、「市議会」と「市長」も主体であるので、その意味で少しここは違和感がある。

(3班：小田委員)

- ・ それは「権利」という解釈でいけば、例えば「市議会」も「市長」もそのような権利を有しているであろう。「市民」のところには「市民の権利」だけを書けばよいのであって、もし必要であれば、「市議会」や「市長等」のところにもまた書けばよい。

(1班：増田委員)

- ・ 今まで、「協働」については「権利」という概念ではきていなかったもので異を唱えたが、おっしゃられるとおりに、「協働」を「権利」と位置付けると、「私はこういう権利があるので、こうしてほしい」と言えるわけである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 逆に「市民」の側から「協働しましょう」と言い出せる権利でもある。

(3班：小田委員)

- ・ 「協働」の場合は、本来は行政からの提案ではなく、「市民」のほうから提案する形で始まらなければならない。そういう意味では、提案する権利があるわけである。

(5班：種岡委員)

- ・ 認識としては、先ほどおっしゃられたように、「市民参加及び協働」という言葉で、一つでセットの概念という権利というのがしっくりくる。

(1班：増田委員)

- ・ 「権利」という意味合いがあるということで了解した。

(1班：増田委員)

- ・ 「～することができる」という表現は論議を呼ぶと思う。気持ちは「権利を有する」であるが、表現上どうするか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ やらないことも自由であり、「望んだときにそういうことができる」という権利とい

うつもりで書いている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ やらない人が不利益を受けないということもしっかりと書いておかなければならない。

(1班：増田委員)

- ・ 先ほどの「多様性の尊重」の原則からも、不利益を受けないという規定は、あったほうが市民にとってわかりやすい。
- ・ ただし、不利益を受けないという規定があるからといって、それが免除という意味合いではない。

(3班：小田委員)

- ・ 不利益を受けないという規定を誤解してしまうと、コミュニティの崩壊につながっていく恐れもある。ここは慎重に考えるべきである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「～しなければならない」と規定するのであれば、当然反対に「できない場合はどうするのか」という論議になるが、「できる」規定であれば、「してもよい」というニュアンスであるので、そこまで書く必要はないのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 「できる」規定が、「市民に主体があって、自分の判断でやってもやらなくてもよい」という捉え方と、「相手側からの許可案件」としての捉え方があるのではないか。
- ・ 後者で捉えられたときに、「参画」をそのような概念で捉えられたらまずい。
- ・ そうすると、整理上は「権利」というふうにして、打消し要件を入れるというのが正しいやり方ではないか。要するに、二通りに捉えられる書き方は極力避けるべきである。
- ・ 「権利を有している」であれば、「権利」を使う使わないはその人の自由ということである。それはもうそれにしかとれないが、「～することができる」であれば、相手があって、自分が主体的に考えることもできるし、相手側から「あなたは～することができる」という捉えられ方があると考えたときに、この表現は少し避けたほうがよいと思う。
- ・ 気持ちはここにおられる皆さん一緒だと思うが、表現の仕方の問題である。
- ・ 先ほどの「不利益を受けない規定」とあわせて、今後の検討課題としたらどうか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ では、そこはまた検討課題として、全体としてはこのような整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

「3-2 市民／市民の責務」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市民会議では、「責務」ではなく「役割」と整理されているが、事務局で再度議論を行い、また庁内検討委員会でも意見が挙がった。
- ・ 「役割」と「責務」は、一般的に条例上ではほぼ同じ意味として使われている。
- ・ 市議会と市長等に「責務」と規定している中で、市民だけ「役割」とすることは、同じ意味で違う言葉にするのはおかしい。「権利」を主張して「義務」を果たすことに及び腰な印象を受ける。
- ・ 庁内検討委員会でも、ある意味、非常に市を縛る条例にも成り得るので、主権者である市民の権利を規定するのは当然ではあるが、あくまで印象という部分では、市民が自治の主体として権利を主張する意気込みが弱いような印象を受けた。

- ・ そのような意味からも、「役割」では弱いと思われることから、ここでは「責務」とした。

意見交換

(2班：君波委員)

- ・ 例えば身体的ハンディなどで「参画」に応じられない人もおられるということで、2班の中では「できれば行動する」という表現で話し合いをした。そのような方々を想定して、全ての人が行動を示せないわけであり、そのような検討を行った経過がある。できればその辺りのことを少し触れてほしい。
- ・ 全ての人が行動して責任を負わなければならないということになると、身体的あるいは年齢的ハンディをお持ちの方々にとっては、応じられない面が出てくる。

(2班：田村委員)

- ・ 君波委員がおっしゃったことは、資料5の3ページの「市民会議の考え方」の中の「市民会議の思い」に書いてある。

(1班：増田委員)

- ・ 敢えて言えば、「できれば行動する」という言葉は、全体のトーンを崩しかねない表現だという懸念がある。
- ・ むしろ、先ほどの「不利益を受けない」というニュアンスの条文を入れたほうが、市民にとってわかりやすい。
- ・ その関連で「今後の検討課題・論点等」の中で、「意識を高めるように努めなければならない」というだけでよいのか、という疑問を挙げていただいたことは、非常に良い提言である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一歩踏み込んでしまうと、そこの強制感が出てきてしまうので、ここでは意識レベルのものに留めている。

(1班：増田委員)

- ・ 気持ち的には、「参加」、「参画」するように努めてもらいたい。

(3班：小田委員)

- ・ 不利益の話であるが、判例が示しているように、不利益行為はできないわけである。だから、条例で規定しなくても、一般的にはわかっていることであるので、敢えて条例の中で規定しなくてもよいと思う。
- ・ 敢えて条文に入れると、かえって強調し過ぎてしまう。「参加しない権利を有する」ととられてしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 不利益を受けないということは、解説の中で説明するというのも考え方としてはある。

(1班：増田委員)

- ・ 微妙なニュアンスのところは、極力解説の中で触れるようにしておくのがよい。

(3班：小田委員)

- ・ 「権利」であって「責務」ではないので、本来、行使するしないは市民が選択するものであって、敢えてそれについてどうこう書く必要はない。

(5班：種岡委員)

- ・ そういう意味では、「責務」という言葉に対して努力的なものではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 努力的な責務というものもちろんある。強制はできないわけであり、やってほしいという意味で、ここはどうしても理念的な責務である。

(5班：種岡委員)

- ・ そうすると、敢えて「役割」を「責務」に置き換える必要があるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ どちらにしても、条文の中身そのものは変わらない。

(5班：種岡委員)

- ・ 「責務」と「努力事項」という関係と、「役割」と「努力事項」という関係を考えたときに、「役割」のほうがそれでもニュアンス的に近いのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 中の条文では意味は変わらないが、見出しとして考えたときに、どちらが適切かということではいったときに、イメージ、感覚として「役割」のほうがやわらかい感じを受けられるのかもしれない。
- ・ 権利の主体となる人たちであるのに、それが「役割」ではおかしいのではないかと、いうのがもう一つ考え方としてある。

(4班：横山文男委員)

- ・ 4班では、「権利」を主張するのであれば「責務」を負うのが当たり前だとして、一貫して「責務」として考えてきていた。
- ・ 先ほどの池田室長のご説明をお聞きして、それでよいのだと確信した。
- ・ 「権利」を主張する以上は、表裏の関係で「責任」が当然である。「市議会」と「市長」が「責務」で、「市民」だけが「役割」というのはバランス的にもおかしい。

(3班：小田委員)

- ・ たたき台の「市のまちづくりに関心を持ち」というのは、ソフト過ぎる。もう少し強く書くべきではないか。
- ・ 神奈川県自治総合研究所のモデル条例案では、「自らの役割と責任を認識するとともに」とある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その意味は、たたき台の二点目の「自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない」として書かせていただいた。

(1班：増田委員)

- ・ その程度は書いてよいように思う。一番基本の部分である。

(3班：小田委員)

- ・ 「都市内分権」にもつながる。「主体は市民」というところからスタートするというものを「都市内分権」で言おうとしているのに、「まちづくりに関心を持ち」というのは、あまりにも次元が違う。

(1班：平野委員)

- ・ しかし、今の市民の現状からすると、関心を持たない人があまりにも多いので、まずはそこから、というニュアンスも感じとれる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ その辺りは、今後また整理をしてブラッシュアップする中で、必要に応じてまた提案をさせていただきたい。

(1班：増田委員)

- ・ 「今後の検討課題・論点等」の中の「負担を分任する責務」についてはどうか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 行政サービスとの対の関係で、そのような整理をされている事例もある。イメージとしては、税や保育料、給食費などは、本来、受益の対価として果たすべき責務ではないかという点から、論点として挙げさせていただいた。

(1班：増田委員)

- ・ 自治の基本ということからいくと、これも一つの根本原則である。どのように書くか

は別として、この精神は必要だと思う。

- ・ 先ほどの「権利」と「責務」からいっても、自治の基本として応分の負担は押さえる必要があるように思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この規定は入れていない事例も結構ある。入れたときの心配な部分としては、例えば、経済的な事情などで税金を納められない人や生活保護を受けておられる方々からすると、やりたくても治められないのは分任していないのか、ということがある。そういう面への配慮なのだと思う。

(1班：増田委員)

- ・ それも踏まえて「応分の負担」である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それが書かれることによって、義務感が強くなる。先ほどの話と同じようなことになる。

(1班：増田委員)

- ・ いずれ問題になると思うが、住民登録をしていなくても住民サービスを受けている。そういうことにもつながる話である。
- ・ 今議論されている「ふるさと納税」にもつながっていくのかもしれない。
- ・ 全く収入がなく、納税もしていない人に「言う権利がない」というところにつながってしまう。何も納めていなくても市民としての権利はあるし、収入が少しでもあれば納税したいという気持ちはあるということ、どこかで明確にしておかなければならない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ では、ここは入れる方向で検討をしてみる。具体的な形がないと良いも悪いもイメージできないと思うので、事務局で検討して、具体的な条文案を示して再度ご議論いただきたい。

(一同)

- ・ 了解

「4-1 市議会／市議会の権限」

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ たたき台の整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

「4-2 市議会／市議会の責務」

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 果たさなければならない市議会の機能について、箇条書きで示した。

(1班：増田委員)

- ・ 二つ目の○の(3)の「市民の意見を聴き」は、「広く市民の意見を聴き」としたい。一部の市民の意見ではなく、広く市民の意見を聴くということである。

(一同)

- ・ 了解

「4-3 市議会／市議会議員の責務」

意見交換

(3班：小田委員)

- ・ 「市議会の責務」として「説明責任」を入れているが、議会特別委員会からは、「議会としての説明責任」と「議員としての説明責任」は別だということを強くおっしゃられた委員さんがおられた。「市議会議員の責務」のところにも「説明責任」を規定したほうがよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 単純に言えば、「発言、決定及び行動に責任を持つ」ということは、当然それに対する「説明責任」を伴っているということで、「説明責任」をここで入れてもよいと思う。

「5-1 市長等／市長の権限」

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ たたき台の整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

「5-2 市長等／市長の責務」

意見交換

(1班：増田委員)

- ・ 「今後の検討課題・論点等」のキーワードのところについては、いずれ市政運営のところに出てくると思われるので、この整理でよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たたき台の○の二つ目については、「市議会議員」であれば、単に「説明責任を果たしなさい」でよいが、「市長」については少し細かめに書いてみた。最低限これだけはしてほしいというものである。
- ・ ここも単純に「市議会議員」と同様に「説明責任を果たしなさい」とするだけということも方法としてある。その場合は、細かい部分は解説などの中で説明する。

(1班：増田委員)

- ・ たたき台のこのくらいの括りがわかりやすいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 市民が見る立場で言うと、このたたき台のほうがわかりやすい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここで「少なくとも」という言葉を入れるということもある。

(3班：小田委員)

- ・ (2)として「その検証の結果」ということを入れてあるのは、非常に大切なことである。

(2班：田村委員)

- ・ 一般的には「市政」という表現か。「施政」という言葉もあるが。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「施政方針演説」などの場合は「施政」を使う。ここで「市政運営」としたのは、市全体の運営をどうするか、経営感覚を持って行ってほしい、ということがあったので、そのような意味で、「施政」ではなく「市政」の方針とした。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ では、たたき台の整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、今日のご議論を踏まえて、資料5も資料4のように整理をさせていただく。
- ・ 今後は、議論の過程が見えるような形で、どんどん資料を整理していきたい。それを見ながら、また議論を振り返っていただきたい。

次回以降の日程、会場について

	日 時	会 場
第12回	平成19年5月28日(月) 18:30~20:30	市役所第1庁舎 302 会議室
第13回	〃 6月7日(木) 18:30~20:30	〃 401 会議室
第14回	〃 6月28日(木) 18:30~20:30	〃 402、403 会議室
全体会(仮)	〃 7月9日(月) 18:30~20:30	上越市市民プラザを予定
全体会(仮)	〃 7月30日(月) 18:30~20:30	〃

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線1448、1449)

FAX：025-526-8363

E-mail：jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。